

系の転換に向けた取り組み』であります。

また、現行の積み上げ積算方式に対し、ユニットプライス型積算方式は、6つの効果が期待できます。

1. 価格の透明性、説明性の向上

発注者と受注者（元請企業）の取引価格をベースに、発注者が直接、施工単価（ユニットプライス）を調査

2. 民間活力（創意工夫）の導入促進

想定した施工のプロセスを示さないため、受注者の技術力の活用や新工法の採用といった創意工夫の意欲が向上

3. 契約上の協議が円滑化

総価契約単価合意をするため、施工量が増減した場合に、自ずと契約変更額が決定されるなど契約変更手続きが円滑。あらかじめ定められているユニットの条件を明示しているため、条件が変わった場合に変更協議が円滑。

4. 工事目的物と価格の明確化

工種毎に直接工事費と間接工事費が一

緒になっているため、工事目的物と価格との関係が明確。

5. 積算の効率化

多大な労力を要している精緻な積算を効率化。

6. 単価合意で下請契約が透明化

合意単価が公開されることにより、元下間の契約額の透明化及び適正化が期待。

3. 試行工事のフォローアップ結果

3-1. フォローアップ結果①【当初段階】 【対象工事】

「ユニットプライス型積算方式」による試行工事として発注した126件（内訳：舗装114件、築堤・護岸9件、道路改良3件）について、当初の単価協議・合意までのフォローアップ調査として、発注者、請負者にアンケートを実施し、以下の結果をとりまとめた。

発注者へのアンケート結果	請負者へのアンケート結果
<p>I. 試行について</p> <p>◆「ユニットプライス型積算方式」の試行にあたり、「試行実施要領」について「不足はない」との結果であった。</p> <p>II. 当初積算について</p> <p>◆プライスの設定がされている場合、単価表が不要で、入力条件数や照査項目も減ることから積算時間は短縮し効率化が図られたとの結果であった。</p> <p>◆規定集に記載のない工種は、特記仕様書へ費用内訳の記載が必要のため、手間がかかるとの意見があった。（対策：H18より舗装、H19より築堤護岸、道路改良の全工種を規定集に記載した）</p> <p>III. 当初単価協議・合意について</p> <p>◆単価協議については、初めてのため協議ルールの確認や関係者のスケジュール調整に手間がかかったとの意見から、約80%が負担に感じていた。</p> <p>◆単価協議・合意を通じて、約90%の発注者が「問題ない」としており、合意単価についても、「満足している」との結果であった。</p>	<p>I. 試行について</p> <p>◆「ユニットプライス型積算方式」による試行工事であることは認知されており、本方式の具体的な内容についても理解されていた。</p> <p>II. 当初積算（見積り）について</p> <p>◆単価の算定にあたって、本方式に不慣れで規定集等を確認しながら作業を行ったことなどから、従来方式と比べ手数が少なかったと回答。（今後、本方式に習熟すれば問題ないと考えられる。）</p> <p>III. 当初単価協議・合意について</p> <p>◆単価協議については、慣れていないため、協議資料の作成等で時間を要し、約40%の請負者が負担に感じているが、単価協議・合意を通じて、甲乙間の金額差（考えに差）がある場合、折り合わせが出来るため、80%以上が「満足している」との結果であった。</p>

3-2. フォローアップ結果②【最終段階】 【対象工事】

「ユニットプライス型積算方式」による試行工事として発注した舗装工事44件について、契約変更から工事完成までのフォローアップ調査として、発注者、請負者にアンケートを実施し、以下の結果をとりまとめた。

4. おわりに

ユニットプライス型積算方式に関する技術情報は、国土交通省国土技術政策総合研究所ホームページに掲載されており、下記URLから参照できます。

<http://www.nilim.go.jp/lab/pbg/index.htm>

発注者へのアンケート結果

I. 契約変更において

- ◆施工量が増減した場合、合意単価を用いて契約変更額が決定されるため、積算(見積)や変更協議がスムーズになった。
- ◆ユニットプライス規定集に記載のある工事については、条件明示は改善された。
- ◆規定集に記載のない工種は、特記仕様書へ費用内訳を記載するため、作業量が増加した。
(対策：H18より舗装、H19より築堤護岸、道路改良の全工種を規定集に記載した)

II. 全体を通じて

- ◆ユニットプライス規定集により、条件明示の徹底についてはやや向上したとの意見。
- ◆単価協議・合意により、受発注者間の考え方のすり合わせができ、契約変更時の数量増減部分では、金額算定・決定が円滑化した。
- ◆単価合意により、工事費が明確化されコスト管理が容易となったとの意見。

請負者へのアンケート結果

I. 契約変更において

- ◆施工量が増減した場合、合意単価を用いて契約変更額が決定されるため、積算(見積)や変更協議がスムーズになった。
- ◆ユニットプライス規定集に記載のある工事については、条件明示は改善された。

II. 全体を通じて

- ◆ユニットプライス規定集により、条件明示の徹底についてはやや向上したとの意見。
- ◆単価協議・合意により、受発注者間の考え方のすり合わせができ、契約変更時の数量増減部分では、金額算定・決定が円滑化した。
- ◆新規工種が追加が発生した際、中間変更できなくとも、假の単価協議合意できるとありがたいとの意見。
- ◆単価合意により、工事費が明確化されコスト管理が容易となったとの意見。
- ◆企業努力(施工の合理化、新技術・新工法の導入等)の意欲は、現行方式に比べやや増すと思われるとの意見。

発注者へのアンケート結果

Q. ユニットプライス規定集により、従来と比べて条件明示が向上されたと思いますか。

舗装 (n=44)

回答	割合
変わらない	11%
やや低下	7%
かなり向上	8%
今後改善が期待される	43%
やや向上	34%

<主な意見>
○各ユニットの費用内訳が規定集で規定するため、条件明示は向上したと思う。

Q. 単価合意しておくことで、数量の増減などの契約変更があった場合、変更金額の算定・決定が円滑に行えるようになりましたか。

舗装 (n=44)

回答	割合
今後円滑になると思う	33%
変わらない	7%
円滑	60%

<主な意見>
○数量増減の変更が主な工事では、合意単価を用いるための契約変更が円滑。

請負者へのアンケート結果

Q. ユニットプライス規定集により、従来と比べて条件明示が向上されたと思いますか。

舗装 (n=44)

回答	割合
変わらない	7%
やや低下	9%
かなり向上	5%
今後改善が期待される	49%
やや向上	30%

<主な意見>
○各ユニットの費用内訳が規定集より特記仕様書に記載されており、条件明示は向上したと思う。

Q. 本方式で企業努力(新技術の導入、施工の合理化などの創意工夫)を図る意欲が増すと考えますか。

舗装 (n=44)

回答	割合
変わらない	20%
今後意欲増すと出る	36%
意欲増す	44%

<主な意見>
○施工プロセスが学ばれたため、自社の特長工法で施工するなど創意工夫を図る意欲が増した。